

## 平成 29 年度 第 21 回 千葉県女子ユースサッカー選手権大会 要項

1. 主 旨 千葉県女子サッカーの技術向上と健全な心身の育成をはかり、広く女子サッカーの普及振興に寄与すること、そしてクラブチームのさらなる増加、活動の活性化、及び第 21 回関東女子ユースサッカー選手権大会に出場する千葉県代表チームを選出する。
2. 主 催 (公社) 千葉県サッカー協会
3. 主 管 (公社) 千葉県サッカー協会 女子委員会
4. 期 日 8 月 2 6 日 (土)
5. 会 場 市原スポレクパーク D 面
6. 参加資格
  - (1) (公社) 千葉県サッカー協会に「女子」の種別で登録した加盟登録チームであること。千葉県高等学校体育連盟加盟チームを除く。
  - (2) 上記 (1) のチームに大会参加申込締切日 (2017 年 8 月 26 日) までに登録された 1999 年 (平成 11 年) 4 月 2 日から 2005 年 (平成 17 年) 4 月 1 日までに生まれた選手であること。ただし千葉県高等学校体育連盟加盟選手を除く。(一部例外対応あり。下記 (6) 参照。) また、中学生以下の選手だけの大会参加申込は不可とする。
  - (3) クラブ申請制度の適用: (公財) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームから移籍すること無く、上記 (1) のチームで参加することができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。  
なお、選手は、上記 (2) を満たしていること。選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。  
但し、本大会の予選を通して、選手は他のチームで参加 (参加申込) していないこと。
  - (4) 外国籍選手: 5 名まで登録でき、1 試合 3 名まで出場できる。
  - (5) 移籍選手: 本大会の予選を通して、選手は他のチームで参加 (参加申込) していないこと。
  - (6) 例外対応: 選手数が 11 名に満たない場合に限り、参加申込合計 18 名になるまで、同年度の全日本高等学校女子サッカー選手権大会 (予選含む) に参加申込した選手を除き、同一チーム内の千葉県高等学校体育連盟選手も参加申込みすることができる。
  - (7) 登録選手証・監督証 (写真付き) を持参すること。持参しない場合は出場できない。
  - (8) 万一の事故に備え傷害保険に加入して万全の対策を講じておく。
7. 競技方法
  - (1) トーナメント方式により関東大会出場の 1 チームを決定する。シード権については優勝、準優勝のみとする。
  - (2) 試合時間は 80 分とし、勝敗が決まらない場合は 20 分延長戦を行い、それでも決まらない場合は PK 方式とする。
8. 競技規則
  - (1) 本年度 (公財) 日本サッカー協会競技規則による。
  - (2) 参加申込人数は 25 名とし、試合毎の登録人数は 20 名とする。
  - (3) メンバーの交代は、試合毎に提出されたメンバー表に記された補欠 9 名のうちから最大 5 名交代することができる。
  - (4) ベンチに入ることができる人数は、役員 5 名及び交代選手 9 名の計 14 名とする。
  - (5) 試合開始 70 分前にマッチミーティングを行い、メンバー表の確認ユニフォームの確認を行う。
  - (6) メンバー表提出は、試合開始 70 分前までに大会本部 4 部提出する。
  - (7) 大会期間中に警告を 2 回受けた者は、次の 1 試合に出場することができない。
  - (8) 退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場することができない。また、それ以降の処置については、規律フェアプレー委員会で検討する。
  - (9) ユニフォームは正・副 2 着用意すること。
9. 参加申込み 6 月 12 日 (月) までに (公社) 千葉県サッカー協会に FAX でエントリー用紙を提出。提出のあったチームへは抽選会 (6 月 24 日 (土)) のご案内をお送りします。  
**申込先 FAX 番号: 043 (222) 0355**
10. 参加費 1 チーム 5,000 円
11. 組合せ抽選 2017 年 6 月 24 日 (土)
12. 組み合わせ 別紙のとおり

### 13. 落雷について

- (1) 落雷の予兆があった場合は、すみやかに会場責任者の指示に従う。原則として試合をさせることを優先するが、安全・健康を最優先し試合の中断・中止・延期等もあり得ることを確認しておく。
- (2) 落雷の確認時に会場責任者の判断として、開始前は最大30分待機させることができる。既に試合が始まっている場合は同じく会場責任者の判断で中断の旨を主審に伝え、主審の権限にてその場で試合を中断させ、再開までに最大30分待機することができる。どちらも30分が経過した場合、主審・対戦チームの代表者・会場責任者・MCの協議により中止・延期の決定を行う。いずれの場合も会場責任者の判断が優先されるが、中止・延期の決定は主審によって行われる。
- (3) 試合の中断時間が30分を超えた場合、試合時間が2/3を過ぎており、かつ一方のチームがリードしている場合はその試合は成立したものとする。試合時間が2/3を過ぎているが同点の場合は原則として主審のコイントスで勝者を決定する。試合時間が2/3に満たない場合は再試合とする。「試合時間が2/3過ぎている」とは、80分ゲームにおいては54分を過ぎていることとする。
- (4) 試合が成立しなかった場合、その週の平日に両チームの合意のもと、試合会場・試合時間・審判を確認の上実施するものとする。